

令和 5 年度能美市補正予算書

— 令和 5 年 6 月 2 8 日議決分 —

一般会計（第 3 号）

令和 5 年度能美市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度能美市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 6 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 , 3 5 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 8 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		2 8 7, 5 9 7	△ 3 0, 0 6 0	2 5 7, 5 3 7
	2 負 担 金	2 7 3, 5 1 3	△ 3 0, 0 6 0	2 4 3, 4 5 3
15 国庫支出金		3, 1 4 6, 0 5 8	1 4 4, 3 6 8	3, 2 9 0, 4 2 6
	2 国庫補助金	1, 3 6 1, 9 6 1	1 4 4, 3 6 8	1, 5 0 6, 3 2 9
16 県支出金		1, 3 5 7, 4 3 6	6 8, 5 9 2	1, 4 2 6, 0 2 8
	2 県補助金	4 6 6, 0 4 3	6 8, 5 9 2	5 3 4, 6 3 5
17 財産収入		2 0, 3 8 6	3, 7 7 6	2 4, 1 6 2
	2 財産売却収入	1 1, 0 0 1	3, 7 7 6	1 4, 7 7 7
18 寄附金		1 3 0, 3 6 1	3 9 0	1 3 0, 7 5 1
	1 寄附金	1 3 0, 3 6 1	3 9 0	1 3 0, 7 5 1
19 繰入金		2, 0 8 3, 1 6 2	6 0 0	2, 0 8 3, 7 6 2
	1 基金繰入金	2, 0 5 4, 4 8 1	6 0 0	2, 0 5 5, 0 8 1
20 繰越金		5 0, 0 0 0	5, 0 3 4	5 5, 0 3 4
	1 繰越金	5 0, 0 0 0	5, 0 3 4	5 5, 0 3 4
21 諸収入		3 3 9, 7 1 3	3, 0 0 0	3 4 2, 7 1 3
	4 受託事業収入	2 7, 8 5 0	1, 0 0 0	2 8, 8 5 0
	5 雑 入	2 7 1, 6 9 5	2, 0 0 0	2 7 3, 6 9 5

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市 債		4, 1 3 9, 4 8 0	3 0, 8 0 0	4, 1 7 0, 2 8 0
	1 市 債	4, 1 3 9, 4 8 0	3 0, 8 0 0	4, 1 7 0, 2 8 0
歳 入	合 計	2 7, 1 2 9, 5 0 0	2 2 6, 5 0 0	2 7, 3 5 6, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		2, 8 1 7, 2 1 8	1 7, 0 0 0	2, 8 3 4, 2 1 8
	1 総務管理費	2, 4 1 7, 3 7 5	1 7, 0 0 0	2, 4 3 4, 3 7 5
3 民 生 費		9, 1 7 1, 0 1 8	6 8, 1 9 0	9, 2 3 9, 2 0 8
	1 社会福祉費	4, 2 3 2, 6 3 8	6 7, 5 9 0	4, 3 0 0, 2 2 8
	2 児童福祉費	4, 6 0 4, 0 5 5	6 0 0	4, 6 0 4, 6 5 5
6 農林水産業費		3 7 7, 8 9 8	2, 1 2 4	3 8 0, 0 2 2
	1 農 業 費	3 3 5, 7 1 4	2, 1 2 4	3 3 7, 8 3 8
7 商 工 費		4 7 2, 9 3 5	3, 9 0 0	4 7 6, 8 3 5
	1 商 工 費	4 7 2, 9 3 5	3, 9 0 0	4 7 6, 8 3 5
8 土 木 費		2, 5 4 7, 9 9 8	6 4, 3 6 1	2, 6 1 2, 3 5 9
	2 道路橋りょう費	8 3 9, 6 9 5	6 4, 3 6 1	9 0 4, 0 5 6
9 消 防 費		1, 4 0 8, 1 2 9	2, 0 0 0	1, 4 1 0, 1 2 9
	1 消 防 費	1, 4 0 8, 1 2 9	2, 0 0 0	1, 4 1 0, 1 2 9
10 教 育 費		2, 9 1 0, 2 9 8	6 8, 9 2 5	2, 9 7 9, 2 2 3
	1 教育総務費	4 5 6, 1 6 9	1, 0 0 1	4 5 7, 1 7 0
	5 保健体育費	9 8 4, 7 8 7	6 7, 9 2 4	1, 0 5 2, 7 1 1
歳 出 合 計		2 7, 1 2 9, 5 0 0	2 2 6, 5 0 0	2 7, 3 5 6, 0 0 0

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 161,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	千円 192,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
地域活性化事業	433,100				390,800			
脱炭素化推進事業	85,700				128,000			
計	680,200				711,000			